

内閣参質一九六第四号

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員吉川沙織君提出働き方改革関連東ね法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員吉川沙織君提出働き方改革関連ね法案に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、国会における審議に關することであり、政府としてお答えする立場がない。

二及び三について

御質問の「当該法律案には規定されていなかつた、当該法律案の趣旨・目的とは異なる改正内容を加えて、新たな法律案として国会に提出した」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四から七までについて

働き方改革を推進するための関係法律の改正については、現在検討中であることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

○

○